

欧州特許庁、10日通知ルールを廃止：実例解説

筆者：フランチェスカ・ジオヴァンニーニ (Francesca Giovannini)

欧州特許庁（EPO）の特許許可手続における庁書類の電子化に伴い、EPOへ提出される書類の提示要件に関する欧州特許条約（EPC）の施行規則が改正されました。2023年11月1日より正式に発効されるEPC改正によって、いわゆる「10日通知ルール」（ten-day notification rule）が削除され、EPC制度のユーザーにとって比較的好ましくない新しい通知ルールが導入されます。それに伴い、EPOにおける手続の応答期限の計算にも影響を来たします。重要なことに、従来、郵便の遅配のリスクを配慮して応答期限を自動的に10日間延長されますが、今回の改正により、EPC制度のユーザーはそれに頼ることができなくなります。

欧州特許庁（EPO）の特許許可手続における庁書類の電子化に伴い、EPOへ提出される書類の提示要件に関する欧州特許条約（EPC）の施行規則が改正されました。当該EPC改正は、2023年11月1日より正式に発効され、それ故に、当該発効日以降に発行されるEPO書類、とりわけ、庁通知書に記載の日付を起算日として期限が計算される各EPO書類に適用されます。例えば、審査部により発行されるオフィスアクションが該当します。

具体的に、既存のルールによれば、郵便又は電子的手段によって配達されるEPO書類が、郵便サービスに引き渡してから10日目に、又は電子通信によって送信されてから（今日においてはほぼあり得ないが）10日目に受取人へ配達されると見做されるという通知擬制である「10日通知ルール」（ten-day notification rule）が存在します。このルールは今回の改正によって廃止されることとなりました。代わりに、ユーザーにとって比較的好ましくない新しい通知擬制が導入されます。その新しいルールによれば、郵便及び電子通知は、その文書日に、すなわ

ち、書類に記載される日付に配達されると見做されます。EPO メールボックスサービスによる電子通知が、弊所の代理人を含む大多数の欧州特許代理人により利用されており、かつ、EPO は、郵便サービスを利用して配達された書類又は EPC メールボックスを介して電子的に送信された書類の追跡に信頼性の高いシステムを持っているため、庁通知は現在、瞬時に送達されるものであると考えられ、郵便の遅配のリスクからユーザーを守る必要が特定の例外的な状況に限られているとも言えます。

出願人、特許権者、又は異議申立人、若しくはそれらの欧州特許代理人が、書類を受領していない、又は書類を郵便や EPO メールボックスを介して予想よりも遅れて受領したというような場合には、特定の保護手段が依然として想定されていますが、全てのユーザーは、EPO における全ての手続において期限が新しい方法で計算されるということを知っておくべきです。

実務の観点から分かりやすくするために、今回の EPC 改正の発効日前及び発効日後の期限計算規則について、以下に 2 つの通知例を挙げて説明します。

EPC 第 94 条(3)に基づいて 2023 年 10 月 31 日の日付が記載され、応答期間が 4 カ月とされるオフィスアクションが、2023 年 10 月 31 日に、EPO メールボックスサービスにより当該特許出願人の欧州特許代理人へ発送されるとします。この場合、旧 10 日通知ルールが適用され、したがって、当該書類は、2023 年 11 月 10 日に通知されると見做されます。4 カ月の応答期間はその日から起算されるので、応答期限が 2024 年 3 月 10 日の日曜日となり、そのため、自動的に 2024 年 3 月 11 日の月曜日まで延長されます。ユーザーが希望すれば、常に期限延長が可能です。出願人が 2024 年 3 月 11 日までに 2 カ月の期間延長を申請した場合、当該オフィスアクションの発送日が今回の EPC 改正発効の 1 日前であるため、旧計算ルールが適用され、それにより、延長後の応答期限が、10 月 31 日 + 10 日 + 6 カ月 = 2024 年 5 月 10 日となります。

EPC 第 94 条(3)に基づいて 2023 年 11 月 1 日の日付が記載され、応答期間が 4 カ月とされるオフィスアクションが、2023 年 11 月 5 日に、特許出願人に郵送されるとします。新しい通知ルールが適用され、したがって、当該書類は、郵便サービスにより書類に記載の日付の後に配達されるにもかかわらず、2023 年 11 月 1 日に通知されると見做されます。4 カ月の応答期間もその日から起算されるため、応答期限が 2024 年 3 月 1 日となります。言い換えれば、このオフィスアクションに記載の日付が 1 つ目の例のオフィスアクションよりも 1 日遅いのに、10 日も早く応答期限を迎えることとなります。

出願人、特許権者、異議申立人及び欧州特許代理人は、自身が利用している関連ドッキングシステム及び手順が 2023 年 11 月 1 日より発効される EPC 改正に沿うように適切に変更されていることを確認しておかなければいけません。